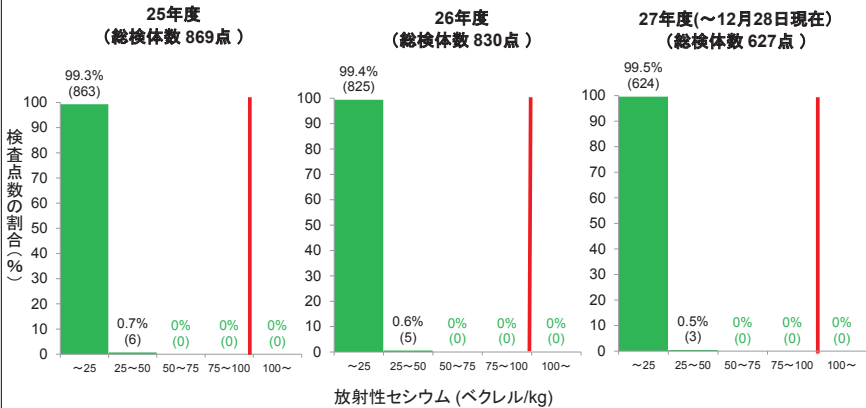


菌床しいたけで平成24年度以降に基準値を超過したものはない。



(注)・平成27年12月28日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
・検出下限値未満は25ベクレル/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

おが粉や栄養剤等を混合した培地にきのこの菌を植えた菌床しいたけからは、平成24年4月以降は基準値100ベクレル/kgを超えるものではありません。

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成28年1月18日